珍田工業株式会社　行動計画

次世代法・女性活躍推進法一体型行動計画として、社員がその能力を発揮し、誰も が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の計画を策定する。

1. 計画期間　令和４年１０月１日～令和９年９月３０日
2. 内容

【目標１】

計画期間内に対象者の育児休業取得率を男女区別なく５０％以上にする

　＜対策＞

●令和４年　１０月～　相談窓口の設置

　 ●令和４年　１１月～　社内説明会実施し全体に給付均等含め制度を周知

　　●令和７年　１０月～　中間確認・対象者へ取得促進

【目標２】

年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間１０日以上とする

　＜対策＞

●令和４年１０月～　年次有給休暇の取得状況について実態を把握

　　●令和５年　３月～　各部門統括者と次年度の計画表を策定

●令和５年　４月～　有給休暇取得予定表の掲示、取得状況の取り纏め

による取得促進のための取組の開始

●令和６年　３月～　当年度計画に関して再評価し次年度に反映し継続

【目標３】

担い手の人材確保として、男女の区別なく、次世代育成支援と採用活動を開始し、毎年１名以上の採用を目指す。

　＜対策＞

●令和５年　６月～　次世代育成支援のため雇用拡大を目指し、求人範囲

　　　　　　　　　　を高卒者～大卒～既卒まで拡大し新求人を発布する

●令和５年　７月～　女性も活躍できる職場であることについて、求職者

　　　　　　　　　　にむけた積極的な広報を開始

●令和５年　９月～　職場見学・インターン参加